

## 鳥栖市上下水道局職員架空発注等検証委員会設置要綱

### (設置)

第1条 鳥栖市上下水道局職員による架空発注（以下「架空発注」という。）について検証を行い、原因究明及び再発防止を図るため、鳥栖市上下水道局職員架空発注等検証委員会（以下「検証委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検証委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 架空発注に係る内部調査及びこれに基づく処分・措置の検証
- (2) 架空発注に係る背景、発注及び工事監理の調査確認及びこれに基づく原因究明
- (3) 架空発注の再発防止策等の検討

### (組織)

第3条 検証委員会は、委員3人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 専門的な知識及び経験を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、検証委員会による検証が終了する日までとする。

### (委員長)

第5条 検証委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、検証委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 検証委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明及び意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第7条 検証委員会の庶務は、管理課及び総務課において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検証委員会に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。